



**IFRS<sup>®</sup>**

Sustainability

2022年3月

## 公開草案

IFRS<sup>®</sup> サステナビリティ開示基準

**IFRS S2号「気候関連開示」[案]**

**付録B 産業別開示要求**

**B49巻一電気及び電子機器**

コメント期限：2022年7月29日



# 公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案]

付録 B 産業別開示要求

B49 巻一電気及び電子機器

コメント期限：2022年7月29日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) before submitting your letter.

**Disclaimer:** To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

**All rights reserved.** Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org).

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing [customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

## 公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案]

付録 B 産業別開示要求

B49 巻一電気及び電子機器

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要がある、[commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前に [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) までご連絡いただきたい。

**注意書き：**適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

**© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.**

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org) に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、[customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

## はじめに

---

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

## 電気及び電子機器

### 産業に関する記述

「電気及び電子機器」産業は、発電機器、変圧器、電気モーター、配電盤、自動化機器、暖房及び冷房機器、照明、並びに、伝送ケーブルを含む、幅広い電気コンポーネントを開発し、製造する企業によって構成される。これらには、暖房、換気及び空調(HVAC)システム、照明器具、セキュリティー・デバイス、並びにエレベーターといった構造に関係しない商業用及び居住用の建物設備、電力設備、伝統的な発電及び送電設備、再生可能エネルギー設備、産業オートメーション制御、計測装置、並びにコイル、ワイヤー、及びケーブルといった工業目的で使用される電気コンポーネントが含まれる。この成熟し、競争が激しい産業に属する企業はグローバルに事業を展開しており、典型的には売上の大部分を企業の所在する国以外の国で生み出している。

### サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

| トピック        | 指標  | カテゴリ | 測定単位                  | コード          |
|-------------|---|------|-----------------------|--------------|
| エネルギー管理     | (1)エネルギー総消費量、(2)電力システムからの電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合                | 定量   | ギガジュール(GJ)、パーセンテージ(%) | RT-EE-130a.1 |
| 製品ライフサイクル管理 | IEC 62474 申告対象物質を含む製品から生じた売上高の割合 <sup>86</sup>                | 定量   | 売上高のパーセンテージ(%)        | RT-EE-410a.1 |
|             | <del>ENERGY STAR®</del> の基準を満たすエネルギー効率認証に関する認証を受けた適格製品の売上高の割合 | 定量   | 売上高のパーセンテージ(%)        | RT-EE-410a.2 |
|             | 再生可能エネルギー関連製品及びエネルギー効率関連製品から生じた売上高                            | 定量   | 報告通貨                  | RT-EE-410a.3 |

<sup>86</sup> RT-EE-410a.1 に関する注記 – 開示には、IEC 62474 の申告対象物質の使用を管理するためのアプローチについての説明を含めなければならない。



表 2. 活動指標

| 活動指標                        | カテゴリ | 測定単位 | コード         |
|-----------------------------|------|------|-------------|
| 製品カテゴリーごとの生産量 <sup>87</sup> | 定量   | 数    | RT-EE-000.A |
| 従業員数                        | 定量   | 数    | RT-EE-000.B |

<sup>87</sup> RT-EE-000.A に関する注記 – 生産量は、製品カテゴリーごとに、生産ユニット数として開示するべきである。関連する製品カテゴリーには、エネルギー生成、エネルギー回収、並びに照明及び室内空調制御電子機器を含む。

## エネルギー管理

### トピックサマリー

電気及び電子機器企業は、相当量のエネルギーを使用している場合がある。購入する電力が産業のエネルギー支出の最大の割合を占め、購入する燃料がこれに続いている。使用されるエネルギーの種類、消費量、及びエネルギー管理戦略は、製造する製品の種類によって異なる。現場で生成した電力の使用、電力系統からの電力、及び代替エネルギーの使用といった企業のエネルギー・ミックスは、エネルギー供給のコストを削減し、信頼性 (reliability) を高める上で重要な (important) 役割を果たし、最終的には企業のコスト構造と規制の変化への対応に影響を与える (affect) 可能性がある。

### 指標

#### RT-EE-130a.1. (1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合

- 1 企業は、(1)自社が消費したエネルギーの総量をギガジュール (GJ) 単位で集計して開示しなければならない。
  - 1.1 エネルギー消費の範囲には、企業の外部の供給源から購入したエネルギー及び企業が自ら生産した (自己生成の) エネルギーを含めた、すべての供給源からのエネルギーを含める。例えば、直接的な燃料の使用、購入した電力、並びに暖房、冷却及び蒸気エネルギーはすべてエネルギー消費の範囲内に含める。
  - 1.2 エネルギー消費の範囲には、報告期間中に企業が直接消費したエネルギーのみを含める。
  - 1.3 企業は、燃料及びバイオ燃料からのエネルギー消費量を計算する際には、直接測定した、又は気候変動に関する政府間パネル (IPCC) ~~、米国エネルギー省 (DOE) 、又は米国エネルギー情報局 (EIA) から取得した、総発熱量 (GCV) とも呼ばれる高位発熱量 (HHV) を使用しなければならない。~~
- 2 企業は、(2)自社が消費した、電力系統から供給されたエネルギーの割合を開示しなければならない。
  - 2.1 この割合は、購入した電力系統からの電力の消費量について、エネルギー総消費量で除して計算しなければならない。
- 3 企業は、(3)自社が消費した再生可能エネルギーの割合を開示しなければならない。
  - 3.1 再生可能エネルギーは、地熱、風力、太陽光、水力、バイオマス等、それらの枯渇率以上のペースで補充されるエネルギー源からのエネルギーと定義する。
  - 3.2 この割合は、再生可能エネルギー消費量について、エネルギー総消費量で除して計算しなければならない。
  - 3.3 再生可能エネルギーの範囲には、企業が消費した再生可能燃料、企業が直接生産した再生可能エネルギー、及び企業が購入した再生可能エネルギー (再生可能エネルギー証書 (REC) 又は原産地保証 (GO) を明示的に含む再生可能電力購入契約 (PPA) を通じて購入した場合、Green-e エネルギー認証済の電力事業者若しくはサプライヤープログラムを通じて購入した場合、又は、明示的

## IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

に REC 若しくは GO を含むその他のグリーン電力製品、若しくは Green-e エネルギー認証 REC が電力系統からの電力と組み合わせられた他のグリーン電力製品を通じて購入した場合) を含める。

- 3.3.1 現場で生成した再生可能電力について、それが再生可能エネルギーであると企業が主張するためには、企業の名において REC 及び GO を保持 (retain) し (すなわち売却せず)、取消し (retire) 又は無効化 (cancel) する必要がある。
  - 3.3.2 再生可能 PPA 及びグリーン電力製品について、それが再生可能エネルギーであると企業が主張するためには、企業の名において REC 及び GO を保持 (retain) 又は交換 (replace) し、取消し (retire) 又は無効化 (cancel) する旨を、その契約に明示的に含めて伝える必要がある。
  - 3.3.3 企業の支配又は影響 (influence) の範囲外にある電力系統ミックスの再生可能部分は、再生可能エネルギーの範囲から除外する。
- 3.4 この開示の目的において、水力源及びバイオマス源からの再生可能エネルギーの範囲は、
- ~~3.4.1 水力源からのエネルギー：ローインパクト水力発電協会によって認定されたもの、または州再生可能エネルギー供給義務化基準の対象となるエネルギーに限定されているもの。~~
  - ~~3.4.2 バイオマス源からのエネルギー：第三者の基準（例えば、森林管理協議会、サステナブルな森林イニシアチブ、PEFC 森林認証プログラム、又は米国ツリーファームシステム (ATFS) ) で認証された材料、再生可能エネルギー認証のための Green-e フレームワークのバージョン 1.0 (2017 年) 若しくは Green-e 地域基準に従って適格な供給源とみなされる材料、又は適用可能な州の再生可能エネルギー利用割合基準 (RPS) において適格となる材料 (又はこれらの複数のもの) に限定する。~~
- 4 企業は、燃料使用量 (バイオ燃料を含む) の HHV の使用及びキロワット時 (kWh) の GJ への変換 (太陽光又は風力エネルギーからの電力を含むエネルギーデータの場合) 等、この開示で報告するすべてのデータに対して、換算係数を一貫して適用しなければならない。

## 製品ライフサイクル管理

### トピックサマリー

電気及び電子機器企業は、自社製品の使用に起因する環境的及び社会的外部性に関連した課題及び機会に直面している。規制は、製品に含まれる有害化学物質の使用を削減又は除去するよう企業に動機付けを行っている。それほどではないが、規制及び顧客は、主にエネルギー集約の観点から、使用段階での製品の環境フットプリントを低減するよう企業を後押ししている。エネルギー効率のための費用対効果の高い製品や解決策を開発している電気及び電子機器企業は、売上及び市場シェアの増加、競争力の強化、並びにブランド価値の向上などの恩恵を受けることができる。同様に、化学物質の安全性に関する懸念を低減した製品は、市場シェアの拡大の機会を得ることができる。

### 指標

#### RT-EE-410a.1. IEC 62474 申告対象物質を含む製品から生じた売上高の割合

- 1 企業は、報告期間中に販売した、IEC 62474 の申告対象物質を含む製品の割合を開示しなければならない。
  - 1.1 国際電気標準会議の IEC 62474 「電気産業の製品の物質宣言」に従って、当該製品が「報告閾値」を超える量の物質を含み、「報告申請」の範囲内にあると認められ、それに対して「報告要件」が IEC 62474 に従って必須である場合、その製品は申告対象物質を含んでいる。
  - 1.2 企業は、申告対象物質を含んでいる製品販売により生じた売上高について、製品販売により生じた総売上高で除した割合を計算しなければならない。
- 2 開示の範囲には、IEC 62474 に従って、申告を行う必要のない製品又は申告を行っている製品を含む、すべての製品を含める。

#### RT-EE-410a.1 に関する注記

- 1 企業は、申告対象物質群又は申告対象物質として IEC 62474 に記載されている物質の使用を管理するためのアプローチについて説明しなければならない。その説明には、これらの物質の使用を検討する具体的なオペレーション・プロセスの説明、及びこれらの物質の使用を管理するために企業が取った行動の説明を含む。
- 2 記述する関連する管理アプローチ及び行動には、以下を含むが、これらに限定されない。
  - 2.1 物質を含めないための製品設計基準（例：禁止物質リスト）
  - 2.2 原材料代替評価の使用、原材料及び部品調達ガイドライン、製品安全試験、製品宣言（例：原材料安全性データシート）、並びに製品表示
- 3 企業が他の規制、産業標準又は受け入れられた化学物質リストを参照して、既知又は潜在的に有毒な物質の影響（**impact**）を評価及び管理する場合、それらの実務を特定することを選択する場合があります、企業は IEC 62474 との重複の程度を記述しなければならない。

**RT-EE-410a.2. ENERGY STAR®の基準を満たすエネルギー効率認証に関する認証を受けた適格製品の売上高の割合**

- 1 企業は、~~ENERGY STAR®の基準を満たすエネルギー効率認証に関する認証を受けた適格製品から生じた売上高~~の割合を開示しなければならない。
  - 1.1 企業は、認証ごとに、ENERGY STAR®適用可能な認証の要件を満たす製品から生じた売上高について、~~ENERGY STAR®認証に適格な製品から生じた総売上高~~で除して、上記の割合を計算しなければならない。
    - 1.1.1 適格製品は、~~ENERGY STAR®認証が存在する製品カテゴリーに含まれる製品であり、以下の電気・電子機器製品区分無停電電源装置、暖房装置及び換気装置、並びに照明器具及び送風機を含むが、これらに限定されない。~~
- 2 ~~開示の範囲には、該当する ENERGY STAR®規格の最新バージョンの基準を満たす製品が含まれる。~~  
 企業は、製品の売上高の割合を認証ごとに開示しなければならない。
  - 2.1 企業が ENERGY STAR®基準エネルギー効率認証の旧バージョンの認証を受けた製品がある場合、これに関する情報を開示しなければならない。その情報には、製品が認証を受けた基準のバージョン、当該バージョンの認証を受けた製品数の内訳、及び最新バージョンの基準に準拠した認証を達成するためのスケジュールを含む)
- 3 企業が製品を販売する各法域に関して、企業は該当する認証プログラムを開示しなければならない。

**RT-EE-410a.3. 再生可能エネルギー関連製品及びエネルギー効率関連製品から生じた売上高**

- 1 企業は、再生可能エネルギー関連製品及びエネルギー効率関連製品から生じた総売上高を開示しなければならない。
- 2 再生可能エネルギー関連製品は、再生可能エネルギーを確立されたエネルギーインフラに組み込むことを可能にする製品又はシステム（又はこの両方）と定義する。この場合：
  - 2.1 再生可能エネルギーは、地熱、風力、太陽光、水力、バイオマス（エタノール、第一世代バイオ燃料及び先進バイオ燃料を含む）など、生態系のサイクルを経て短時間で補充可能な資源から得られるエネルギーと定義する。
  - 2.2 製品及びシステムの例としては、タービン制御装置、リレー、スイッチギア、太陽光発電用ヒューズ、SCADA システム、相互接続技術、及び再生可能エネルギー用途に設計されたその他のプラント機器のバランスなどを含むが、これらに限定されない。
  - 2.3 製品及びシステムの範囲は、再生可能エネルギーを確立されたエネルギーインフラ及び電力系統に組み込むことを可能にするものに限定され、風力タービン、太陽光発電モジュール、太陽熱発電装置などの再生可能エネルギー発電ハードウェアの販売又は設置（又はこの両方）から生じる売上高は除外する。

- 3 使用段階で製品が提供するエネルギー効率の向上を企業が評価、モデル化又は確立したことが文書に示されている場合、当該製品はエネルギー効率を向上させるように設計されているとみなさなければならない。
- 3.1 エネルギー効率を向上させる製品の例には、スマートグリッド・テクノロジー及びインフラ（例：デマンド・レスポンス・システム、配電オートメーション、スマート・インバーター又は高度な計測機器）、スマートホーム及びインテリジェントビル制御製品、柔軟な交流送電システム、並びに低損失の変圧器などを含むが、これらに限定されない。
- 3.1.1 スマートグリッドは、中央及び分散型発電から、送電ネットワーク及び配電システムを經由して、企業利用者及びビルオートメーション・システム、そしてエネルギー貯蔵設備及び最終消費者に至るまで、~~米国標準技術局（NIST）Smart Grid Interoperability Standards（スマートグリッド相互運用性に関する標準規格）に準拠して、相互接続された要素のオペレーションを監視、保護、及び自動的に最適化するための配電システムの近代化と定義する。~~
- 3.2 開示の範囲には、企業により、改善が有意義であることを実証できる限り、エネルギー効率を段階的に改善する製品が含まれる。例えば、欧州委員会による「資源効率の高いヨーロッパ（Resource Efficient Europe）へのロードマップ」の第5セクション「Key Sectors」に記載のマイルストーンとの整合若しくは欧州連合のエネルギー効率に関する指令 2012/27/EU との整合（又はこの両方）を通じて、又は、国際電気標準会議（IEC）の IE2 高効率、IE3 プレミアム効率及び IE4 スーパープレミアム効率などのエネルギー効率基準などへの適合を通じて（又はこの両方を通じて）、改善が有意であることを企業が説明できる限りにおいて、資源効率に段階的な改善を与える製品を含む。
- 3.3 開示の範囲からは、副次的、間接的又は最小限の方法で資源効率を改善する製品を除外する（例：前世代の製品よりわずかに軽い従来製品）。